

参照条文

◎ 不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）

（定義）

第二条

この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

十 営業上用いられている技術的制限手段（他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために用いているものを除く。）により制限されている影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能のみを有する装置（当該装置を組み込んだ機器を含む。）若しくは当該機能のみを有するプログラム（当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む。）を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能のみを有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為

十一 他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用いている技術的制限手段により制限されている影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能のみを有する装置（当該装置を組み込んだ機器を含む。）若しくは当該機能のみを有するプログラム（当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む。）を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を当該特定の者以外の者に譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能のみを有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為

（差止請求権）

第三条

不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 （略）

（損害賠償）

第四条

故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによっ

て生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第十五条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によって生じた損害については、この限りでない。

（適用除外等）

第十九条 第三条から第十五条まで、第二十一条（第二項第六号に係る部分を除く。）及び第二十二条の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。

一～六 （略）

七 第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる不正競争 技術的制限手段の試験又は研究のために用いられる第二条第一項第十号及び第十一号に規定する装置若しくはこれらの号に規定するプログラムを記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該プログラムを電気通信回線を通じて提供する行為

◎ 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十九 （略）

二十 技術的保護手段 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法（次号において「電磁的方法」という。）により、第十七条第一項に規定する著作人格権若しくは著作権又は第八十九条第一項に規定する実演家人格権若しくは同条第六項に規定する著作隣接権（以下この号において「著作権等」という。）を侵害する行為の防止又は抑止（著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。）をする手段（著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（次号において「著作物等」という。）の利用（著作者又は実演家の同意を得ないで行つたとしたならば著作人格権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む。）に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、又は送信する方式によるものをいう。

（私的使用のための複製）

第三十条 著作権の目的となつてゐる著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

一 （略）

二 技術的保護手段の回避（技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。）を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第二百十条の二第一号及び第二号において同じ。）により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになつた複製を、その事実を知りながら行う場合

2 （略）

（差止請求権）

第一百十二条 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、その著作人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するお

それがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

- 2 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によつて作成された物又は専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具の廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求することができる。

(侵害とみなす行為)

第百十三条 次に掲げる行為は、当該著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

- 一 国内において頒布する目的をもつて、輸入の時ににおいて国内で作成したとしたならば著作者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となるべき行為によつて作成された物を輸入する行為
 - 二 著作者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為によつて作成された物（前号の輸入に係る物を含む。）を、情を知つて、頒布し、若しくは頒布の目的をもつて所持し、又は業として輸出し、若しくは業としての輸出の目的をもつて所持する行為
- 2 プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によつて作成された複製物（当該複製物の所有者によつて第四十七条の二第一項の規定により作成された複製物並びに前項第一号の輸入に係るプログラムの著作物の複製物及び当該複製物の所有者によつて同条第一項の規定により作成された複製物を含む。）を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知つていた場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす。
- 3 次に掲げる行為は、当該権利管理情報に係る著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。
 - 一 権利管理情報として虚偽の情報を故意に付加する行為
 - 二 権利管理情報を故意に除去し、又は改変する行為（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による場合その他の著作物又は実演等の利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる場合を除く。）
 - 三 前二号の行為が行われた著作物若しくは実演等の複製物を、情を知つて、頒布し、若しくは頒布の目的をもつて輸入し、若しくは所持し、又は当該著作物若しくは実演等を情を知つて公衆送信し、若しくは送信可能化する行為

4～6 （略）

罰 則

第百十九条 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第三十条第一項（第百二条第一項において準用する場合を含む。）に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行つた者、第百十三条第三項の規定により著作権若しくは著作隣接権（同条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第三号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行つた者、第百十三条第五項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者又は次項第三号若しくは第四号に掲げる者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置（当該装置の部品一式であつて容易に組み立てることができるものを含む。）若しくは技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化した者
- 二 業として公衆からの求めに応じて技術的保護手段の回避を行つた者
- 三 営利を目的として、第百十三条第三項の規定により著作権者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者
- 四 （略）

百二十三条 第百十九条、第百二十条の二第三号及び第四号、第百二十一条の二並びに前条第一項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

◎ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）

（損害賠償責任の制限）

第三条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この項において「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

- 一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。
- 二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であつて、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。

2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

- 一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があつたとき。
- 二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報（以下「侵害情報」という。）、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由（以下この号において「侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置（以下この号において「送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があつた場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかつたとき。

(発信者情報の開示請求等)

第四条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下「開示関係役務提供者」という。）に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の開示を請求することができる。

- 一 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
 - 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。
-
- 2 開示関係役務提供者は、前項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない。
 - 3 第一項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。
 - 4 開示関係役務提供者は、第一項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

◎ 米国著作権法

第512条 オンライン素材に関する責任の制限

- (a) 通過的デジタル・ネットワーク通信（略）
- (b) システムキャッシング（略）
- (c) 使用者の指示によってシステムまたはネットワークに常駐する情報

(1) 総則

サービス・プロバイダによってまたはそのために管理されまたは運営されるシステムまたはネットワーク上に、使用者の指示により素材を蓄積したことによって、著作権の侵害を生じた場合、サービス・プロバイダは、以下の条件を全て満たす場合には、著作権の侵害による金銭的救済または第(j)節に定める場合を除き差止命令その他の衡平法上の救済につき責任を負わない。

- (A) (i) サービス・プロバイダがシステムまたはネットワーク上の素材もしくは素材を使用した行為が著作権侵害にあたることを現実には知らないこと、
(ii) かかる現実の知識がない場合、侵害行為が明白となる事実もしくは状況を知らないこと、または
(iii) かかる知識もしくは認識を得た際、速やかに素材を除去もしくはアクセスを解除するための行為を行うこと。
- (B) サービス・プロバイダが侵害行為をコントロールする権利および能力を有する場合、かかる侵害行為に直接起因する経済的利益を受けないこと。
- (C) 第(3)項に掲げる侵害主張の通知を受けた場合に、侵害にあたるとされるまたは侵害行為の対象とされる素材を除去しまたはアクセスを解除すべく速やかに対応すること。

(2) 指定代理人

本節が定める責任の制限は、サービス・プロバイダが以下の情報を、そのサービス（公衆がアクセス可能なウェブサイト上を含む）を通じて利用可能にし、かつ、著作権局に対して提供することによって、第(3)項に掲げる著作権侵害主張の通知を受領するための代理人を指定した場合にのみ適用される。

(3) 通知の要素

- (A) 著作権侵害主張の通知が本節に基づき有効となるには、以下の情報を実質的に含む書面による通知を、サービス・プロバイダの指定代理人に送付しなければならない。
 - (i) 侵害されたと主張される排他的権利の保有者を代理する授権を受けた者の、手書き署名または電子署名。
 - (ii) 侵害されたと主張される著作権のある著作物の特定、または、単一の通知が単一のオンライン・サイトに存在する複数の著作権のある著作物を対象とする場合に

は、当該サイトに存在する当該著作物に代えてその目録。

- (iii) 侵害にあたるまたは侵害行為の対象とされかつ除去またはアクセスを解除されるべきである素材の特定、およびサービス・プロバイダが当該素材の所在を確認する上で合理的に十分な情報。
- (iv) 通知を行う者に連絡のとれる住所、電話番号および（もしあれば）電子メールアドレス等、サービス・プロバイダが通知を行う者に連絡する上で合理的に十分な情報。
- (v) 当該方法による素材の使用が著作権者、その代理人または法律によって許諾されているものではないと、通知を行う者が善意誠実に信ずる旨の陳述。
- (vi) 通知に記載された情報は正確である旨の陳述、および、偽証の制裁の下に、通知を行う者が侵害されたと主張される排他的権利の保有者を代理する授權を受けている旨の陳述。
- (B) (i) 第(ii)段を条件として、著作権者または著作権者の代理人の通知が、第(A)号の規定を実質的にみたさない場合、当該通知は、第(1)項(A)においてサービス・プロバイダが侵害行為を現実知っていたかまたは侵害行為が明白となる事実もしくは状況を知っていたかを判断する際に考慮されない。
- (ii) サービス・プロバイダの指定代理人に対して送付された通知が、第(A)号の規定の全てをみたさないが、第(A)号(ii)、(iii)および(iv)を実質的にみたす場合には、本号第(i)段は、サービス・プロバイダが直ちに通知を行った者に連絡することを試みまたはその他第(A)号の全ての規定を実質的にみたす通知を受領するよう相当な手段をとったときにのみ、適用される。

(d)～(h) (略)

(i) 資格を得る条件

(1) 技術の導入

本条が定める責任の制限は、サービス・プロバイダが以下の全ての条件をみたす場合にのみ、適用される。

(A) サービス・プロバイダのシステムまたはネットワークの加入者およびアカウント保有者が反復して侵害を行う者である場合にしかるべき条件の下で契約を解除することを定める運営方針を、採用し合理的に実行し、かつ、加入者およびアカウント保有者に対してこれを通知していること。

(B) 標準的な技術的手段を導入しかつこれを阻害しないこと。

(2) 定義

本節において、「標準的な技術的手段」とは、著作権のある著作物を特定しまたは

保護するために著作権者が使用する技術的手段であって、以下の条件を全てみたすものをいう。

- (A) 公開、公平かつ任意の多産業間標準設定手続において、著作権者およびサービス・プロバイダの広範な合意に従って開発されたものであること。
- (B) 合理的かつ非差別的な条件においていかなる者にも使用可能なものであること。
- (C) サービス・プロバイダに対して多大な費用を課し、またはそのシステムもしくはネットワークに多大な負荷を及ぼすものでないこと。

(j)～(l) (略)

(m) プライバシーの保護

本条のいかなる規定も、第(a)節ないし第(d)節の適用に、以下の条件を付すものと解釈されてはならない。

- (1) サービス・プロバイダがそのサービスを監視し、または侵害行為を示す事実を積極的に探索すること。ただし、第(i)節の規定に従う標準的な技術的手段に合致する範囲の監視または探索を除く。
- (2) サービス・プロバイダが素材に対して、法律で禁止されているアクセスを行い、素材を除去しまたはアクセスを解除すること。

(n) (略)

第1201条 著作権保護システムの回避

(a) 技術的手段の回避にかかる違反

- (1) (A) 何人も、本編に基づき保護される著作物へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段を回避してはならない。第1段に掲げる禁止は、本章の制定日1に始まる2年間の終了時に発効する。1 1998年10月28日
- (B) 略
- (C) 第(A)号に掲げる2年間および続く各3年間毎に、連邦議会図書館長は、著作権局長が商務省情報通信担当長官補と協議しその見解について報告説明した上で行う勧告に基づき、第(B)号に関して、続く3年間に本編に基づき特定の種類の著作物を権利侵害なく使用するにつき第(A)号に基づく禁止により不利益を受けまたは受ける可能性がある使用者であるか否かを、規則制定手続において決定しなければならない。当該規則制定手続にあたり、連邦議会図書館長は以下を審査しなければならない。
 - (i)～(v) (略)

(D)～(E) 略

(2) 何人も、以下のいずれかに該当するいかなる技術、製品、サービス、装置、部品またはそれらの一部分を製造し、輸入し、公衆に提供し、供給しまたはその他の取引を行ってはならない。

(A) 主として、本編に基づき保護される著作物へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段を回避することを目的として設計されまたは製造されるもの。

(B) 本編に基づき保護される著作物へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段を回避する以外には、商業的に限られた目的または用法しか有しないもの。

(C) 本編に基づき保護される著作物へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段を回避するために使用することを知っている者またはこれに協力する者によって販売されるもの。

(3) 本節において

(A) 「技術的手段を回避する」とは、著作権者の許諾なく、スクランブルがかかっている著作物のスクランブルを解除し、暗号化された著作物の暗号を解除し、またはその他技術的手段を回避し、迂回し、除去し、無効にしもしくは損壊することをいう。

(B) 技術的手段が「著作物へのアクセスを効果的にコントロールする」とは、当該技術的手段がその動作の通常のプロセスにおいて著作物へのアクセスを行うには、著作権者の許諾を得て情報を入力しまたは手続もしくは処理を行うことを必要とする場合をいう。

(b) 補足的違反行為

(1) 何人も、以下のいずれかに該当するいかなる技術、製品、サービス、装置、部品またはそれらの一部を製造し、輸入し、公衆に提供し、供給しまたはその他の取引を行ってはならない。

(A) 主として、著作物またはその一部分に対する本編に基づく著作権者の権利を効果的に保護する技術的手段により施される保護を回避することを目的として設計されまたは製造されるもの。

(B) 著作物またはその一部に対する本編に基づく著作権者の権利を効果的に保護する技術的手段により施される保護を回避する以外には、商業的に限られた目的または用法しか有しないもの。

(C) 著作物またはその一部に対する本編に基づく著作権者の権利を効果的に保護する技術的手段により施される保護を回避するために使用することを知っている者またはこれに協力する者によって販売されるもの。

(2) 本節において

(A) 「技術的手段により施される保護を回避する」とは、技術的手段を回避し、迂回し、除去し、無効にしたりはその他損壊することをいう。

(B) 技術的手段が「本編に基づく著作権者の権利を効果的に保護する」とは、当該技術的手段がその動作の通常のプロセスにおいて、本編に基づく著作権者の権利の行使を妨害し、限定したりはその他制限する場合をいう。

- (c) その他の権利等に対する無影響 (略)
- (d) 非営利の図書館、文書資料館および教育機関の免責 (略)
- (e) 法の執行、情報活動その他の政府の活動 (略)
- (f) リバース・エンジニアリング (略)
- (g) 暗号化研究 (略)
- (h) 未成年者に関する例外 (略)
- (i) 個人識別情報の保護 (略)
- (j) セキュリティ検査 (略)
- (k) 特定のアナログ装置および特定の技術的手段 (略)

◎ 情報社会における著作権および関連権の一定の側面のハーモナイゼーションに関する
2001 年 5 月 22 日の欧州議会および EU 理事会のディレクティブ 2001/29/EC

第 6 条 技術的手段に関する義務

1. 加盟国は、関係する者が、その目的のためであることを知り、または知るべき合理的な理由を有しながら行う、いずれかの効果のある技術的手段の回避に対して、適切な法的保護を与えるものとする。
2. 加盟国は、次のものの製造、輸入、頒布、販売、貸与、販売もしくは貸与のための宣伝、または装置、製品もしくは部品の商業目的の所持に対して、適切な法的保護を与えるものとする。
 - (a) いずれかの効果がある技術的手段の回避の目的で宣伝され、広告されまたは市場化されるもの、または、
 - (b) いずれかの効果がある技術的手段を回避する以外に商業的に重要な目的または用途を持たないもの、または、
 - (c) 主としていずれかの効果がある技術的手段の回避を可能にしたりは容易にする目的で設計され、製作され、調整されまたは使用されるもの
3. 本ディレクティブの適用上、「技術的手段」という表現は、法律に規定されたいずれかの著作権もしくは著作権に関連する権利、またはディレクティブ 96/9/EC 第 3 章に規定された *sui generis* 権の権利者により権限を与えられていない、著作物その他の目的物に関する行為を、その通常の稼働において防止または禁止するよう意図されたいずれかの技術、装置または部品を意味する。技術的手段は、アクセス・コントロールもしくは暗号化、スクランブル掛けのような保護方法またはその他の保護の目的を達成する著作物その他の目的物の変形の応用によって、保護のある著作物その他の目的物の利用が権利者により制御される場合は、「効果がある」とみなされる。
4. 第 1 項に規定する法的保護にかかわらず、権利者とその他の関係者との間の協定を含み、権利者がとる任意の手段がないときは、加盟国は、第 5 条第 2 項 (a)、第 2 項 (c)、第 2 項 (d)、第 2 項 (e)、第 3 項 (a)、第 3 項 (b) または第 3 項 (e) に従い国内法に規定される例外または制限の受益者に、その例外または制限から利益を受けるのに必要な範囲で、かつ、その受益者が保護のある著作物その他の目的物に法律上アクセスできる場合に、その例外または制限から利益を受ける方法を権利者が提供することを保証する適当な手段をとるものとする。

加盟国はまた、私的使用のための複製がすでに権利者により可能にされていない場合

は、関係する例外または制限から利益を受けるのに必要な範囲で、かつ、第 5 条第 2 項 (b) および第 5 項の規定に従って、権利者がこれらの条項に従い複製の数に関する適正な手段を採用することを妨げることなく、第 5 条第 2 項 (b) に従い規定される例外または制限の受益者に関して、そのような手段をとることができる。

任意の協定の実施において適用されるものを含み、権利者により任意に適用される技術的手段、および加盟国によりとられる手段の実施において適用される技術的手段は、第 1 項に規定する法的保護を享有するものとする。

第 1 文、第 2 文の規定は、公衆のそれぞれが個別的に選択する場所および時期においてアクセスできるように合意された契約条件に基づき、公衆に利用可能にされる著作物その他の目的物には適用されない。

この条がディレクティブ 92/100/EEC および 96/9/EC の関係で適用されるときは、この項を準用するものとする。

◎ 域内市場における情報社会サービスの法的側面、特に電子商取引の法的側面に関する
欧州議会および理事会指令 2000/31/EC

(海外における EC 推進状況 調査報告 2000 (電子商取引推進協議会 国際連携グループ作成) から引用)

14条 ホスト

1. サービスの受け手が提供する情報を保存する情報社会サービスが提供される場合、加盟国は以下の条件でサービスの受け手の要求によって保存された情報に対する責任をサービス提供者に課さないことを確保する。
 - (a) サービス提供者は、違法な行為または情報を実際に知らず、損害賠償請求に関して、違法な行為または情報がどのような事情から、またはどのような状況から発生しているのか知らない。
 - (b) サービス提供者はそれらを知った場合、情報を除去するか情報へのアクセスを無効にするための措置を直ちにとる。
2. サービスの受け手がサービス提供者の権限または統制の下で行為する場合、1項は適用されない。
3. 本条は、裁判所または行政機関が加盟国の法制度に従って、サービス提供者に対し違反行為を中止または防止するよう要求する可能性に影響を及ぼすものではない。また、加盟国が、情報の除去または情報へのアクセスの無効化に適用される手続きを定める可能性に影響を及ぼすものでもない。

15条 一般的な監視義務なし

1. 加盟国は、12条、13条および14条が適用されるサービスの提供者に対し、転送または保存情報を監視する一般的義務、および違法行為を示す事実または状況を積極的に探す一般的義務を課してはならない。
2. 加盟国は、情報社会サービス提供者が、サービスの受け手による違法の疑いのある行為、またはサービスの受け手が提供した違法の疑いのある情報を権限ある公的機関に直ちに知らせる義務または権限ある機関の要求に応じて、情報社会サービス提供者と保存契約を結んでいるサービスの受け手の特定を可能とする情報を権限ある機関に知らせる義務を定めることができる。